

商品売買契約書

_____売主_____(以下、甲といいます)と_____買主_____(以下、乙といいます)とは、甲が製造および発売する商品の売買に関し、以下の通り契約を締結します。

第1条(目的)

甲が製造および発売する商品のうち、甲乙が別途協議のうえ定める商品(以下、本商品といいます)を乙に売り渡すものとし、乙は本商品を甲から買い受けるものとします。

第2条(発注)

1. 乙は、本商品を甲に注文するにあたり、発行日、規格番号、商品タイトル、単価、数量、納入期日、納入場所、納入方法その他必要事項を記載した注文書を甲に交付するものとします。
2. 甲は、乙の注文書記載の内容を承諾する場合には、注文書の受領後遅滞なく、乙に対して注文請書を提出するものとします。
3. 甲が注文書の受領後5営業日以内に当該注文書内容について、甲から何らの申し出がない場合には、当該期間満了時に当該注文書内容を甲が承諾したものとみなし、甲が注文書内容を承諾した時に、当該注文書内容に係わる個別の売買契約(以下、個別契約といいます)が成立するものとします。

第3条(仕切価格)

甲が乙に売渡す本商品の仕切価格は、本商品の税抜標準価格または税抜定価の60%相当額とします。

第4条(商品の引渡し)

1. 甲は、乙の注文書で定める納入場所に本商品を遅延なく引渡すものとします。
2. 前項の本商品の引渡しに係る費用(運送費、梱包費等)は、甲の負担とします。
3. 本商品の所有権は、本商品の納入完了の時をもって甲から乙に移転するものとします。

第5条(危険負担)

甲から乙への引渡し前に生じた本商品の滅失、破損、変質、不完全梱包等の責任、損害については甲の負担とし、本商品が乙に納入された後の移動中の事故についての責任、損害については乙の負担とします。

第6条(商品の検査)

1. 乙は、本商品の納入後5営業日以内に本商品が契約に適合したものであるかについての検査を行うものとします。
2. 当該検査により本商品の契約不適合(商品の種類、品質または数量に関して本契約または個別契約の内容に適合していないこと)が判明した場合、乙は甲にその旨を通知し、甲に対して、良品の納入、不足分の引渡し等、履行の追完を請求することできるものとします。
3. 前項の場合において、乙が甲に対して、相当の期間を定めて履行の追完を催告したにもかかわらず、その期間内に履行の追完がないとき、または履行の追完が不能であるときは、乙は代金減額請求することできるものとします。
4. 乙が甲に対し、本商品の納入後5営業日以内に契約不適合の通知をしなかった場合、本商品は検査に合格したものとみなします。

第7条(契約不適合責任期間)

乙は、本商品に関し、引渡しを受けた日から1年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求または契約の解除をすることができないものとします。

第8条(返品)

乙は、契約不適合以外の理由をもって、本商品を返品することはできないものとします。

第9条(代金支払)

甲は、毎月末日までに納入した本商品の商品代金につき請求書を発行し、乙は当該請求書に基づき翌月 25 日(金融機関休業日の場合、翌営業日)までに別途甲が指定する銀行口座に現金振込により本商品の商品代金を甲に支払うものとします。

第10条(再販売価格維持)

乙は、甲が本商品の再販売価格を指定した場合には、当該価格をもって本商品を販売し、また取引先に販売させるものとします。ただし、法律上、再販売価格維持契約の締結が禁止されている商品の場合はこの限りではないものとします。

第11条(広告宣伝・販売促進)

1. 本商品の広告宣伝および販売促進は、原則として、甲が自己の責任と負担において行うものとします。
2. 前項にかかわらず、乙は本商品の広告宣伝および販売促進について、可能な限り、甲に協力するものとします。
3. 乙は、甲から支給された本商品の販促物を取引先に自己の費用により配布するものとします。

第12条(保証)

甲は乙に対し、本商品は甲によって適法に製造されたものであること、また製造物責任法および民法が求める安全性が確保されていることを保証します。したがって、万一、第三者より乙に対して、何らの権利の主張または異議の申立て、損害賠償その他の請求がなされた場合は、甲は自己の責任と負担をもってこれを解決し、乙に一切の迷惑や負担を及ぼさないことをここに約束します。

第13条(契約期間)

本契約の有効期間は、___年___月___日から___年___月___日までの 2 年間とします。ただし、本契約の期間満了の 3 か月前までに、甲または乙が相手方に対して文書による通知がない限り、本契約はさらに 1 年間延長し、その後も同様とします。

第14条(契約終了後の措置)

乙は、本契約が終了した場合においても、本契約期間中に甲から購入した本商品を取引先に継続して販売することができるものとします。

第15条(権利譲渡)

甲乙は本契約に基づいて取得した権利または契約上の地位の全部もしくは一部を相手方の書面による承諾なしに第三者に譲渡または質入することができないものとします。

第16条(反社会的勢力との取引排除)

1. 甲乙は、次に定める事項を表明し、保証します。
 - (1) 自己および自己の役員・株主(以下、関係者といいます)が暴力団、暴力団関係企業もしくはこれらに準ずる者またはその構成員(以下、総称して「反社会的勢力」といいます)でないこと
 - (2) 自己および自己の関係者が、反社会的勢力を利用しないこと
 - (3) 自己および自己の関係者が、反社会的勢力に資金等の提供、便宜の供給等、反社会的勢力の維持運営に協力または関与しないこと

- (4) 自己および自己の関係者が、反社会的勢力と関係を有しないこと
 - (5) 自己が自らまたは第三者を利用して、相手方に対し、暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用いず、相手方の名誉や信用を毀損せず、また、相手方の業務を妨害しないこと
2. 甲乙は、相手方が前項に違反したと認める場合には、通知、催告その他の手続を要しないで、直ちに本契約の全部または一部を解除することができるものとします。この場合、相手方は他方当事者に発生したすべての損害を直ちに賠償するものとします。

第 17 条(契約違反)

1. 甲乙のいずれかが本契約に違反した場合、他方当事者は相当の期間を定めて催告の上、それでもなお当該違反が是正されない場合には、本契約を解除することができます。また違反者は、他方当事者に対しその損害の一切を賠償する義務を負うものとします。
2. 甲乙は、相手方に次の各項に定める事由のいずれかが発生したとき、何らの通知催告を要せず、直ちに本契約を解除することができるものとします。
- (1) 支払停止状態に陥った場合その他財産状態が悪化しましたはそのおそれがあると認められる相当の理由がある場合
 - (2) 電子交換所の取引停止処分を受けた場合
 - (3) 差押、仮差押、仮処分、競売、租税滞納処分の申立てを受けた場合
 - (4) 破産、会社更生手続開始、特別清算開始もしくは民事再生手続きの申立てを受け、または自ら申立てをした場合

第 18 条(裁判管轄)

本契約に関する一切の訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

第 19 条(信義則)

甲乙は、本契約に定められた各条項を、信義をもって誠実に履行し、本契約に定めなき事項および本契約の各条項の解釈に疑義が生じたときは、法令の定めによるほか、誠意をもって協議し、その解決にあたるものとします。

以上、本契約締結の証として本書 2 通を作成し、甲乙は記名捺印の上各 1 通を保有します。

年 月 日

甲

乙